

# 敦賀市社会福祉協議会指定重度訪問介護事業所「あいあい」運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人敦賀市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）が開設する指定重度訪問介護事業所「あいあい」（以下「事業所」という。）は、常時介護を要する重度の肢体不自由者及び行動上著しい困難を有し常時介護を要する重度の知的障がい者又は精神障がい者（以下「利用者」という。）の身体その他の状況及びその置かれている環境を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、介護、家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を行うことによって、利用者の生活の安定と自立と社会参加を促進し、もって利用者の福祉増進を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所は、前条の目的を達成するため、事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 敦賀市社会福祉協議会指定訪問介護事業所「あいあい」
- (2) 所在地 敦賀市東洋町4番1号 敦賀市福祉総合センター「あいあいプラザ」内

(従事者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従事者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1人
- (2) サービス提供責任者 1人以上
- (3) 訪問介護員 常勤換算で2.5人以上
- (4) 事務職員 1人以上

2 サービス提供責任者及び訪問介護員等の員数は、福井県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備および運営の基準等に関する条例（平成24年12月20日福井県条例第65号）に規定する員数を下回らないものとする。

3 管理者は、事業所の従事者の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。

4 サービス提供責任者は、事業所に対する指定重度訪問介護の利用の申し込みに係る調整、訪問介護員に対する技術指導、重度訪問介護計画の作成等を行うとともに、指定重度訪問介護の提供に当たるものとする。

5 訪問介護員は、指定重度訪問介護の提供に当たるものとする。

6 訪問介護員は、介護福祉士又は介護職員初任者研修課程修了者とする。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 年中無休とする。
- (2) 営業時間 午前8時から午後8時までとする。

(指定重度訪問介護の内容)

第6条 指定重度訪問介護は、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、外出時における移動中の介護並びに生活等に関する相談及び助言その他生活全般にわたる援助を総合的に提供するものとする。

(利用者から受領する費用の額等)

第7条 指定重度訪問介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

2 前項の費用の支払いを受ける場合は、当該費用に係る領収書を利用者又はその扶養義務者に対して交付するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、敦賀市の区域とする。

(利用者等への事前の説明等)

第9条 事業所は、指定重度訪問介護の提供に際して利用時間、サービス内容、利用料等の当該指定重度訪問介護利用に関する事項を契約書及び重要事項説明書等に明記し、利用者等に説明を行い、同意を得るものとする。

(緊急時等における対応方法)

第10条 訪問介護員は、重度訪問介護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(虐待防止のための措置)

第11条 事業所は、従事者を対象とした虐待の防止を普及・啓発するための研修の実施、成年後見制度等の利用の支援、苦情解決体制の整備、虐待防止委員会の設置等の措置を講じるものとする。

2 事業所の従事者は、利用者が虐待を受けている可能性のある場合は、速やかに管理者に報告しなければならない。

3 虐待の防止に関する責任者は、管理者とする。

(身体拘束等の適正化のための措置)

第12条 事業所は、従事者を対象とした利用者の人権の擁護・身体拘束等の適正化等の研修の実施、身体拘束適正化検討委員会の設置等の措置を講じるものとする。

(業務継続計画の策定等)

第13条 事業所は、感染症や災害等の発生時において、利用者に対する指定重度訪問介護の提供を継続的に実施するため、また、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は従事者に対し、業務継続計画について説明、周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(感染症予防及びまん延防止のための措置)

第14条 事業所は、事業所における感染症の予防及びまん延防止のため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について従事者に周知徹底を図る。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。

(3) 事業所において、従事者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

(従事者の研修)

第15条 事業所は、事業所の従事者の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとする。

(1) 採用時研修 採用後3ヵ月以内

(2) 継続研修 年2回

(秘密の保持)

第16条 事業所の従事者は、業務上知り得た個人の秘密を在職中はもちろんのこと、退職後も漏らしてはならない。

(その他運営についての重要事項)

第17条 この規程に定めるもののほか、事業所の運営に関する重要事項は市社協会長が定めるものとする。

附 則

1. この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

1. この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

1. この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

1. この規程は、平成31年1月1日から施行する。

附 則

1. この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

1. この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

1. この規程は、令和6年4月1日から施行する。